

(案)
委 託 契 約 書

委託業務の名称 宮城県立がんセンター白衣等洗濯業務

委 託 期 間 令和 8年 4月 1日 から
令和 11年 3月 31日 まで

委 託 金 額 別紙「白衣等洗濯内訳書」の単価のとおり

契 約 保 証 金 _____

地方独立行政法人宮城県立病院機構宮城県立がんセンター（以下「発注者」という。）と
_____（以下「受注者」という。）とは、宮城県立がんセンターの白衣等洗濯業務を委
託することについて、次の条項により契約を締結する。

(総 則)

第1条 受注者は、別紙「仕様書」により、頭書の委託金額で頭書の委託期間に頭書の委託業
務を行うものとする。

2 前項の「仕様書」に明記されていない仕様事項が生じたときは、発注者受注者協議して決
めるものとする。

(権利業務の譲渡の禁止)

第2条 受注者は、契約によって生ずる権利、業務を第三者に譲渡し、又は承継してはならな
い。

(再委託の禁止)

第3条 受注者は、委託業務の処理について、その全部又は一部を他に委託し、あるいは請負
わせてはならないものとする。ただし、書面により発注者の承諾を得たときは、この限りで
ない。

(委託業務の調査等)

第4条 発注者は、必要に応じ委託業務の処理状況について調査を行い、又、受注者に報告を
求めるとともに、その業務の実施について、必要な指示をすることができる。

(業務内容の変更)

第5条 発注者は、必要に応じ、委託業務の内容を変更し、又は、委託業務を一時中止させる
ことができるものとする。この場合において、委託金額又は履行期間を変更する必要がある
ときは、発注者受注者協議して決めるものとする。

(損害による必要経費の負担)

第6条 委託業務の処理により発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）の必要経費は、

受注者が負担するものとする。ただし、発注者の責めに帰する理由により損害が生じたときの必要経費は、発注者が負担するものとし、その額は、発注者受注者協議して決めるものとする。

(委託料の支払)

第7条 受注者は、月々の業務完了の都度発注者による確認をうけた後、発注者に対して委託料の支払を翌月10日までに請求するものとする。

2 発注者は、請求書を受理したときは、その日から30日以内に、受注者に委託料を支払うものとする。

3 委託料に係る消費税及び地方消費税の額は、当該月分の金額合計に10%を乗じて得た金額とする。この際に円位未満の端数がある場合は切り捨てるものとする。（契約期間中に消費税率が変更された場合は、変更後の消費税率を適用する。）

(秘密の保持)

第8条 受注者は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に洩らしてはならない。

(契約の解除)

第9条 発注者は、受注者が契約不履行又は、不正行為、その他重大な過失があると認められたときは、この契約を解除することができる。

2 前項の場合、発注者は受注者に対して委託金を支払わず、又これに関する一切の責めを負わないものとする。

(損害賠償)

第10条 受注者の責めに帰する理由により発注者に損害を与えたときは、受注者は、その損害を賠償する責めを負うものとする。

2 前項に掲げる場合のほか、受注者がこの契約に定める義務を履行しない等、前条第1項による契約の解除に伴い、発注者に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として発注者に支払うものとする。

(公正入札違約金)

第11条 受注者は、この契約の入札に関し、公正な価格を害し、又は不正の利益を図る目的をもって連合する等私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為その他の不正の行為を行ったことが明らかになったときは、発注者の請求に基づき、契約金額の100分の20に相当する額の公正入札違約金を発注者に支払わなければならない。業務が完了した後も同様とする。

(個人情報の管理)

第12条 受注者は、この契約の事務処理をするための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(歳出予算不成立に伴う契約の解除及び損害賠償請求)

第13条 翌年度（契約日）以降において発注者の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除があった場合、発注者はこの契約を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除された場合において、受注者に損害が生じたときは、発注者にその損害を請求することができる。

(その他)

第14条 この契約に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度発注者受注者協議して決めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者が記名押印の上、それぞれその1通を所持する。

令和8年 月 日

発注者 住 所 宮城県名取市愛島塩手字野田山47の1
氏 名 地方独立行政法人宮城県立病院機構
宮城県立がんセンター
総 長 山 田 秀 和

受注者 住 所

氏 名

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たって個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、業務に関し知り得た個人情報をみだりに他に知らせてはならない。業務が終了し、又はその業務を解除された場合においても、同様とする。

(収集の制限)

第3 受注者は、業務を行うために個人情報を収集するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(個人情報の目的外利用及び提供の禁止)

第4 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を業務の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。（漏えい、き損及び滅失の防止等）

第5 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従業者への周知等)

第6 受注者は、業務に従事している者に対して、在職中及び在職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことの周知徹底を図るために必要な措置を講じなければならない。

(資料の返還等)

第7 受注者は、業務を遂行するために発注者から引き渡された、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。（複写又は複製の禁止）

第8 受注者は、業務を遂行するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(個人情報の運搬)

第9 受注者は、業務を遂行するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、き損及び滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の禁止)

第10 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を行う場合は、自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(実地調査)

第11 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、隨時実地調査を行うことができる。

(指示及び報告)

第12 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告又は資料の提出を求めることができる。（個人情報に関する取扱要領等の作成）

第13 受注者は、個人情報の適切な管理を確保するため、業務に関して取り扱う個人情報の取扱要領等を作成し、発注者に報告しなければならない。

(事故発生等における報告)

第14 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告に報告し、発注者の指示に従うものとする。